

アフォーダブル住戸申込に関するご案内

アフォーダブル住戸は、子育て世帯の住居確保を目的に、東京都と野村不動産グループが連携して運用する住宅です。

入居資格・契約手続きには要件がありますので必ずご確認ください。

1. 入居資格要件（入居には所定の審査があります）

（1）世帯年収 800 万円以内であること

生計をひととする全員（同居家族は同生計とみなします）の前年の年収を合算します。

ただし 18 歳未満の扶養家族の収入は合算対象外となります。

（2）子育て世帯（18 歳未満の子を養育する世帯）であること

18 歳未満の扶養家族が同居することとします。

妊娠中世帯も入居可能です ※母子健康手帳等をご提出いただきます。

2. 必要書類

（1）申込時必要書類

- ☐ 世帯全員の住民票（続柄記載）
- ☐ 顔写真付公的身分証明書（契約者）

（2）審査時必要書類

- ☐ 顔写真付公的身分証明書（家族全員）
- ☐ 源泉徴収票（前年度分）
- ☐ 課税証明書（前年度分）
- ☐ 社員証または名刺

（3）契約時必要書類

- ☐ 印鑑登録証明書（原本）

※申込時必要書類に不備がある場合は申込の受付ができません

※申込内容および提出書類に不備や虚偽があった場合は、契約できない場合があります

※転職、休職、フリーランスの方は内容に応じて追加書類をご提出いただきます

3. 契約手続

3 年間の定期借家契約となります。

入居後 3 ヶ月以内に住民票の写しの提出をお願いいたします。

入居期間中に当社から公的書面等の提出を求める場合があります。

※審査時の内容と相違がない場合は提出不要となります

4. 再契約手続

3 年間の定期借家契約となるため更新の手続はございません。

賃貸借契約満了後、引き続き入居を希望する場合は、賃貸借契約終了の 3 ヶ月前までに、契約終了時点において入居資格要件を満たすことを証する必要書類を提出し、賃貸人による承諾を受けた場合に、再契約をすることができます。

再契約時に再度審査を行い、「1.入居資格要件」に該当しない方は再契約をお断りさせていただきます。

以上

5. 9 月 6 日（日）まで都民優先ルール適用

2026 年 9 月 6 日（日）までの募集期間中は、同一住戸に東京都民および東京都民以外の双方から申込があった場合、東京都民の方を優先して審査をいたします。そのため、東京都民以外の方から先にお申込みをいただいた場合であっても、募集期間内に東京都民の方から申込があった際には、東京都民の方を優先して審査を進めますので、あらかじめご了承ください。なお、9 月 7 日（月）以降、都民優先ルールの適用は、終了いたします。